

県教委ニュース

発行
新潟県教育委員会
平成23年5月11日
第24号

平成23年度新潟県教育委員会重点方針

～ 平成23年4月18日 全県教育長会議において ～

教育長あいさつより（抜粋）

大震災による余震が今だ頻繁に続いている中ではありますが、改めまして、震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたし、すとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

本県におきましても、長野県北部を震源とする地震が発生し、十日町・津南地域を中心に大きな被害をもたらしましたが、この地震がかすんでしまうほどの大きな災害が東北地方太平洋沖で発生しました。この東日本大震災では、死者と行方不明者を合わせまして3万人近くに達するという未曾有の大災害であります。加えて原発事故という日本の産業、これからの日本経済に致命的な打撃を与えかねないような災害を併発いたしました。この原発災害をどう収束させるかにつきましては、昨日6か月か9か月の間に原子炉を安定させるという方針が示されたわけですが、まだまだ不透明な部分がありまして、震災全体の復旧復興に暗い影を落としているところではないかと考えております。いずれにしましても、震災の復旧復興に関しましては多大な時間と労力を要するものと思われますが、ただただ、一日も早い復旧復興を祈っております。

皆様におかれましては、福島県の原発事

故がありましたことから、福島県を中心に被災された方々の受入、また、児童生徒の就学について、これまで御尽力いただいておりますが、引き続き被災された児童生徒の就学支援、心のケアに御努力いただきますようよろしくお願いいたします。

昨年もこの場で申し上げましたように、本県における教育はよい方向に進んでいると思っておりますが、これも一重に皆様方の適切な御指導の下、各学校が、また、各先生方が努力を積み重ねてこられた結果が実を結んだものと思っております。今年一年、引き続きよろしくお願いいたします。

県教育委員会では、市町村教育委員会に対し、以下のとおり平成23年度の重点方針を示しました。

1 地域とともに歩む特色ある学校づくりについて

子どもを取り巻く教育環境や社会環境が大きく変化し、人間関係の希薄化や自然・文化等の豊かさに気付かない子どもの増加が指摘されています。そのため、学校は、地域の活性化や地域貢献につながる取組の充実をとおして、地域との絆を一層深める

とともに、児童生徒に郷土の誇りや未来を切り開く確かな力を育んでいくことが求められます。

こうした状況を踏まえ、昨年度に引き続き「地域とともに歩む特色ある学校づくり」を学校教育推進の中核に掲げることとしました。

なお、推進のポイントは、「共通認識の上に立った、全校体制による組織的な取組」と「中学校区の学校間の連携、家庭や地域社会との連携による取組」の2点です。

2 市町村教育委員会の指導に基づく学校評価について

学校評価については、各学校における取組が適切に行われるようになってきたことから、平成22年度以降は、法令の趣旨に基づき、市町村教育委員会の指導により実施いただくようお願いしています。

各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、学校評価をより充実させることによって、学校運営の組織的、継続的な改善に努めるとともに、保護者や地域の人々の理解と参画を得て、その連携協力による学校づくりを進めていただきたいと考えております。評価に当たっては、学校の重点的な取組と地域・学校の課題に基づいて評価項目を精選することが重要です。

なお、市町村教育委員会は、学校評価の取組の一層の推進及び評価結果の公表と設置者への報告について、管下の各学校に必要な指導を行うとともに、報告された学校評価の結果を活用し、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図っていただくようお願いいたします。

3 全校体制で取り組む学力の向上について

県では、本年度も学力向上を最重要課題ととらえており、各教育委員会、学校は、これまで以上に児童生徒の実態に応じた、きめ細かな学力向上対策を講じていただくよう、お願いいたします。

本県の実態としては、過去4回の全国学力・学習状況調査の結果によると、全国との平均正答率の比較において年々低下傾向を示し、また、地域間・学校間の差が拡大していることから、本県児童生徒の学力は憂慮すべき状況になりつつあります。

これを受け、県では、昨年度から「学力向上推進システム活用事業」を立ち上げました。本年度も継続して推進します。県立教育センター内に「学力向上推進チーム」を設置し、診断問題や結果の解説、サポート問題、あるいは発展問題等を作成し、インターネットを利用して県内各学校に配信していきます。このWeb配信集計システムに多くの学校から参加をしていただいておりますが、学習内容の定着状況をきめ細かに把握して授業改善につなげるなど、このシステムの積極的な活用について御指導いただきますようお願いいたします。

今後も、各学校が授業改善に向け、リーフレット「分かる授業づくり」を有効に活用し、全校体制で様々な改善に取り組み、授業の質の向上に努められるよう、各教育委員会が指導体制の充実を図り、さらなる学力向上に御尽力いただくようお願いいたします。

なお、明日は、今回で5回目となる全国学力・学習状況調査が予定されておりましたが、この度の大震災の影響などを考慮して7月末までは調査しないこととなりました。文部科学省は、9月以降に実施するかどうかを含め、今後の取扱いについて決定

することにしておりますので、引き続き国の動向を注視して、対応してまいります。	でも周知を進め、指導と評価の一体化により、指導の充実を図り、児童生徒一人一人の確実な学習内容の定着を目指していくことが大切です。
4 新学習指導要領への対応について	
新学習指導要領は、第一に、教育基本法の改正等で明確となった教育の理念「生きる力」を育成すること、第二に、基礎的・基本的な知識や技能の習得や、思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視すること、第三に、豊かな心と健やかな体育むため、道徳教育や体育を充実すること、の三つの基本的な考え方に基づいて改訂がなされました。	県といたしましても、これら、新学習指導要領及び新しい学習評価等の円滑な実施に向けた教員研修などを充実してまいりたいと考えております。
幼稚園では平成21年度から、小学校は本年度から全面実施となりました。さらに、中学校では平成24年度から全面実施となります。	
高等学校では、昨年度から総則の一部等において先行実施されており、来年度からは数学、理科が先行実施されることとなっております。	5 豊かな人間性と社会性を育む教育の推進
各学校では、新学習指導要領の理念や内容の理解を確実なものにし、その趣旨を生かした教育課程を編成・実施することが求められております。各教育委員会におきましては、校内研修や授業研究をとおして「教え、考えさせる授業」「習得・活用・探究」「言語活動の充実」等の視点から、自校の実態に即した指導計画を作成・改善できるよう、その実現に向け、必要な指導助言を行っていただきたいと思います。	少子化や核家族化の進行、都市化、情報化の進展など、子どもたちを取り巻く社会状況が大きく変化している中で、人間関係の希薄化、実体験の不足、物事に対する価値観の多様化や個人主義が進み、自己中心的な生き方になりがちな傾向にあり、児童生徒に倫理観や規範意識が育ちにくなっています。
一方、中央教育審議会中等教育分科会教育課程部会において「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」が取りまとめられ、それを受けて、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における学習評価及び指導要録の改善について」が昨年度文部科学省から通知されました。	こうした児童生徒の心をめぐる問題に対処していくためには、様々な観点から教育活動や学校運営の改善を図っていくことが重要であると考えておりますが、特に次の点に留意した取組をお願いします。
この、新しい学習評価の在り方等につい	(1) 豊かな心の育成 まず、児童生徒の倫理観や規範意識、生命尊重の心を育むために、豊かな体験活動と関連させた道徳教育や、地域ぐるみの「心の教育」を推進することが大切です。特に自然や生き物、人や社会とかかわる体験活動を道徳教育の観点からとらえ直し、体験活動と「道徳の時間」とを関連付け、倫理観や規範意識、命の大切さを児童生徒が実感をもって学ぶことができるよう、学校を指導していただきたいと思います。 また、倫理観や規範意識などは学校だけでなく、子どもを取り巻くすべての環境で醸成されることから、これまで以上に、学校、家庭、地域が一体となった心の教育の

推進をお願いします。

(2) 体験活動の充実

現在、本県においても、多くの小・中学校が体験活動を取り入れた修学旅行や集団宿泊体験活動、ボランティア活動などに取り組んでおりますが、こうした体験活動を一層充実させ、自然に感動する心や他者への思いやりの気持ちを育てていくことが重要です。

本県には他県に誇る自然や文化、歴史などがありますので、これらを学びの機会や場として設定し、児童生徒に本県ならではの体験をさせたいものと考えております。

一例を挙げれば、佐渡では、豊かな自然や歴史に触れるなど、多様な活動ができますし、特色ある文化や芸能にかかわる体験活動を実施することもできます。また、スキーは、本県ならではの自然を生かした体力づくりができ、雪国のよさを実感できる体験活動です。さらに、魚沼から行く尾瀬の活用など、郷土のよさを実感し、郷土を愛する心を育むという観点からも、本県が誇る自然や文化、歴史に触れさせる体験活動を積極的に推進するよう、各学校への働き掛けをお願いします。

(3) いじめ・不登校の未然防止と適切な対応

いじめの中1ギャップの状況が2.64と上昇していること、新規不登校児童生徒が全体の49.3%を占めていること、中学1年生で不登校生徒が急増していることなどから、いじめ・不登校の解消と未然防止は喫緊の課題です。こうした状況も踏まえ、次の3点から取組が推進されるようお願いいたします。

①「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」を柱にしたいじめ・不登校の未然防止、早期発見・

即時対応

いじめ・不登校については、何よりも未然防止、早期発見・即時対応が重要であることから、きめ細かな実態把握と確実な指導・支援に努めるよう各学校を指導願います。

また、いじめ・不登校の未然防止に向けて、各学校には「いじめ防止学習プログラム」と「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランを、小中連携の視点で見直し、改善と着実な実践を指導しております。

なお、「深めよう 絆 県民運動」の重点である「児童生徒の社会性の育成」の視点で取組が推進されるよう各学校を指導願います。

②加配教員配置による校内指導体制の充実

本年度の生徒指導に係る加配については、いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動の未然防止及び解消を目的とし、配置を希望する学校から予め「配置希望計画書」を提出していただき、配置効果が十分期待できそうな学校に加配教員を配置しました。

配置人数については、中学校問題行動解消加配教員を24校に、中学校いじめ防止加配教員を12校に、中学校不登校対応加配教員を38校に、小学校生徒指導加配教員を12校に、小中連携社会性育成推進加配教員を16校に配置し、児童生徒支援加配教員と合わせて合計122人となり、財政が厳しい中で、前年度より3人増員して配置しました。配置効果が十分期待できると判断した学校への配置ですので、配置されている加配教員の目的を十分御理解いただき、具体的な成果をあげることができるよう指導願います。

③校内相談指導体制の充実

本年度は、中学校12校にハートフル相談員を、それ以外の全中学校にスクールカウンセラーを配置しました。また、小学校における生徒指導上の諸問題等への対応の充実を図るため、カウンセラーを派遣する体制を整備しましたので、各学校に配置・派遣の趣旨を徹底していただくとともに、有効に活用するよう指導願います。

なお、これまでスクールカウンセラーを複数年配置した学校では、不登校生徒や生徒指導上の諸問題が減少するなどの効果が表れています。活用状況と配置効果について確実に把握していただき、十分効果が表れていない学校については、指導を強化していただくようお願いいたします。

(4) 非行、暴力行為等の解消に向けた取組

平成21年度生徒指導上の諸問題の調査によりますと、暴力行為の発生件数は小・中学校合わせて963件で前年を22件下回り、微減となりました。しかし、小学校の発生件数は急増し、暴力行為や万引等の初発型非行の低年齢化に危機感を感じております。また、中学校では特定の学校の特定の生徒により繰り返されていた暴力行為がやや分散しましたが、いわゆる「キレた状態」になり、暴力をふるう生徒間暴力と対人暴力は増加しており、生徒の逮捕事案も発生するなど、粗暴化・広域化する傾向に、予断を許さない状況であると受け止めています。このような背景には、児童生徒自身の心の問題、家庭の在り方、社会の状況など、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられ、問題の解決に当たって、学校だけの対応では難しく、関係機関との連携を図った取組が求められています。また、小学校段階から規範意識を育てることを重視す

るとともに、各学校が「チェックリスト」による点検を計画的に実施し、常に取り組見直しと改善を図り、一人一人の児童生徒の心に寄り添う指導体制を確立するなど、管内の各学校に対し必要な指導・支援を継続して行っていただきますようお願いいたします。

(5) 携帯電話等を介した問題行動の未然防止

携帯電話等を介した問題行動の未然防止については、特に取組の強化をお願いいたします。昨年度の事故報告によりますと、自殺をほのめかす、リストカットや飲酒喫煙の画像を貼り付けるなどの書き込みが跡を絶ちません。また、ズボン下ろしなどの様子を撮影して安易に動画サイトに投稿した事例や、「非出会い系サイト」へのアクセスから性被害や性の逸脱行動に発展した事例が見られました。また、ネット上で交友関係を広げ、面識のない人を頼って家出する「遊び型家出」等の増加やネット上での結び付きを強めた非行行動が学校・市町村を超えて広域化するなど、その対応に複数の市町村教育委員会の行動連携が必要な事例も出てきております。さらに、加害・被害の関係がある事例では、適切な初期対応が事態の悪化を防ぐ重要なポイントであることから、危機管理体制の再確認と学校が最善の対処をするために迅速な連携体制の確立をお願いします。

このように携帯電話を介した問題行動の事案の発生は、憂慮すべき状況であり、児童生徒、保護者等に携帯電話等の利便性に潜む危険性について十分周知し、規範意識の醸成や情報モラル教育の充実とともに、家庭との連携や協力をさらに深めることが重要であると考えております。

なお、ネットいじめ防止・解消推進員を各教育事務所に1名ずつ配置しております

が、ネットパトロールによる現場への情報提供、保護者・教職員向けの講習会実施による情報モラル教育とともに、市町村のネットパトロールボランティアの人材育成にも努めてまいりますので、有効に活用していただきますようお願いします。	験した児童生徒が、学校に帰って集いの趣旨や成果を伝えたことによって、明るく楽しい学校、いじめを見逃さない学校をつくろうとの思いが広がっています。
さらに、学校だけでは対応が難しい問題を抱えた児童生徒への対応や関係機関等との連携などに関して各教育事務所に計4名配置しておりますスクールソーシャルワーカーを初期段階から積極的に活用願います。	そこで、今年度も「深めよう 絆 県民運動」を継続するとともに、一層の充実を図るため、次の2点を重点に各種事業を展開してまいります。
6 深めよう 絆 県民運動について	1点目は「絆づくりをとおした児童生徒の社会性の育成」です。
各市町村教育委員会におかれましては、「深めよう 絆 県民運動」の推進に、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。	このため、昨年同様、年に2回「深めよう 絆 強調月間」を設け、学校や地域の実態に即して、仲間・家族・地域との絆を深める活動の実施を働き掛けてまいります。
本県では、平成21年度までの3年間、「いじめ根絶県民運動」を展開してまいりました。相談指導体制の充実に努めるとともに、各学校がいじめ根絶に向けて工夫した取り組みを行った結果、児童生徒に「いじめはどんな理由があってもいけない」という意識が育ちました。いじめの認知件数や不登校児童生徒数、暴力行為の発生件数も減少してきました。	また、「絆づくり～私の主張～」と名付けた新しい事業を行います。これは、一人一人の絆づくりの意識化と浸透を図ること、寄せられた作品をとおして絆の大切さを呼びかけることを目的とし、児童生徒や広く県民から、絵画や作文、感想文等を募集し、様々な機会に紹介していこうとする取組です。
しかし、生徒指導上の諸問題は、発生する学校数の拡散傾向や低年齢化の傾向が見られるなど、決して予断を許さない状況です。	2点目は「いじめ、不登校、暴力行為等の諸問題の解消及び未然防止」です。
そこで、昨年度から開始した「深めよう 絆 県民運動」では、いじめをはじめ、不登校や暴力行為等の問題行動の解消と未然防止を目的に、学校・家庭・地域が連携して人と人との絆を深め、児童生徒の社会性を育む取組を推進してきました。特に昨年、県内4地区と新潟市内の区ごとに開催された「心つながる地区の集い」に学校代表として参加し、絆の大切さや素晴らしさを体	まず、いじめの認知件数の減少は、学校がいじめを見逃した結果であってはならないとの緊張感をもち、すべての学校において児童生徒の手による「いじめ見逃しゼロスクール」の運動を推進します。 また、新たな不登校を未然に防止し、不登校の問題を改善していくために、児童生徒の欠席が見られた初期段階に、担任を中心とする教職員が組織的に対応する「子どもと共に1・2・3運動」を確実に実践してまいります。 各市町村教育委員会の皆様には、地域社会に絆づくりの気運を高めていただくことと、各学校が計画し実践する児童生徒の社会性育成に向けた取組に対して、生徒指導

上の諸問題の解消及び未然防止の観点から、御指導や御支援をお願いします。 最後に、この「深めよう 絆 県民運動」は、今年度も「いじめ根絶県民会議」を中心に推進してまいります。協賛の企業や団体等サポーターの御支援をいただくことや、広報活動の充実に努めていくことも従来どおりです。これらの取組をとおして、社会全体で児童生徒をしっかり見守り、育てていこうという意識を高めていきたいと考えております。	先行実施等に伴うこれまでの取組により、朝食を欠食する児童生徒の割合が減少するなど、一定の成果をあげてきております。新学習指導要領に即した食育の取組がより一層推進されるよう、各学校への指導をお願いします。また、食育は、家庭や地域と連携した取組が大切です。健康三原則、すなわち調和のとれた食事・適切な運動・十分な休養・睡眠の実態を踏まえ、生活習慣の改善と関連させた取組をお願いします。 なお、食育に係る指導体制の強化として、今年度は、新潟市と合わせて、栄養教諭を各学校に20名新たに配置し、現在、全体で122名となっております。新たに配置された学校では、昨年度の栄養教諭配置校の実践などを参考としながら取組を進め、地域のモデル校として食育の推進役を担っていただくよう指導をお願いします。
7 児童生徒の体力向上・食育・歯科保健の推進について (1) 体力向上の取組 平成22年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の体力合計点では、小学校5年生の男子が3位、女子が4位、中学校2年生男子が4位、女子が8位と、調査開始以来3年連続で、全国的に高い水準となりました。 この結果は、平成16年度から各学校に依頼している健康増進・体力向上に係る「1学校1取組」運動について、各学校が体力の重要性を認識し、児童生徒の実態を踏まえた継続的な取組を実施した成果であると受け止めております。 しかしながら、平成15年度より、県内の全校種で実施しております体力テストの結果では、多くの項目で全国平均値を上回っているものの、これまでのような大きな伸びが見られず停滞傾向にあります。 県教育委員会では、体力テストにおいて、すべての学年・項目が全国平均値を上回ることを目標とし、本年度も引き続き、体力テストと「1学校1取組」運動を実施することとしております。 (2) 食育の推進 食育につきましては、新学習指導要領の	また、食中毒など、事故を未然に防止するためには、学校給食法の学校給食衛生管理基準や国からの関係するマニュアル等を理解し遵守することが大切であります。関係職員の意思疎通や共通理解を図りながら、適切な給食管理の徹底に努めるようお願いします。 (3) 歯科保健の推進 平成21年度の本県の12歳児一人平均むし歯数が10年連続で全国一少ないことは、周知のとおりです。本県では、平成20年7月に、全国に先駆けて「新潟県歯科保健推進条例」が制定されたところです。 歯や口の健康が肥満予防や糖尿病予防、がん予防など生涯にわたる健康づくりに深く関係していることから、学校においては、フッ化物応用によるむし歯予防及び学童期に増加する歯肉炎対策を主柱とした総合的な歯科保健対策の一層の推進をお願いします。 なお、むし歯予防対策としてのフッ化物

洗口について、各市町村の保健衛生担当課や県地域振興局健康福祉（環境）部、歯科医師会等関係機関等との連携・協力を図るとともに、資料の活用やフッ化物洗口講演会の開催等により、保護者や学校関係者等に対し十分に情報を提供し、理解を得て進めるようお願いします。

8 全校体制で取り組む特別支援教育の充実について

(1) 個々の教育的ニーズに応じた支援

特別支援教育の対象児童生徒は、障害が重度・重複化、多様化しており、発達障害児や医療的ケアの必要な児童生徒も増加しています。これら児童生徒への支援をより充実させるためには、県教育委員会が福祉保健部障害福祉課と共同で作成した「相談支援ファイル」等を活用し、保護者や関係機関等と連携しながら「個別の教育支援計画」を作成する必要があります。そして、全校体制での共通認識の下、効果的で一貫性のある支援を充実させることが重要です。

(2) 特別支援教育に係る相談支援体制の充実

①発達障害等総合サポート事業

特別支援教育に関する相談・支援体制の強化の具体策の一つとして、特別支援教育嘱託指導員を配置し、指導主事等と共にサポートチームを編成して、発達障害等の障害に起因する緊急的・継続的な課題について、市町村教育委員会、学校及び保護者等を支援する「発達障害等総合サポート事業」を、昨年度から実施しました。今年度も、早期対応を基本として実施いたします。

②定期ケース会議

また、特別支援教育に関する相談・支援について、困難事例等に関して専門の

小児科医師、大学教授、臨床心理士等からの助言を受け、より適切な支援方法を検討する「定期ケース会議」を昨年度は年4回開催しました。

今年度も必要に応じて開催し、相談・支援の実効性の向上を図ってまいります。

(3) 特別支援学校高等部の整備

①整備の基本方針

特別支援学校の高等部の整備につきましては、高等部を希望する生徒が依然増加傾向にあることから、「地域の子どもは地域で学び育てること」及び「高等部教育の希望者全員を受け入れること」を基本方針として、全県の視野から計画的に整備を推進することとしております。

今年度は、上越市吉川区に吉川高等特別支援学校を開校するとともに、分校2校を本校化し、西蒲高等特別支援学校と駒林特別支援学校を設置いたしました。加えて、県立の「養護学校」という名称を「特別支援学校」という名称に変更し、地域の特別支援教育のセンターとしての役割のさらなる発揮を目指します。

②特別支援学校の開設準備

また、高等部を希望する生徒が、既存の学校での受入規模を超える見込の新潟学区については、平成24年度に、県立村上特別支援学校いじみの分校に高等部普通学級、新潟市内の中学校に高等部のみの分校を開設するための準備を今年度より開始します。

③高等部職業学級の設置

さらなる、高等部を希望する生徒の進路ニーズの多様化に対応し、今年度から上中下越の中核校3校に、卒業後の一般企業等への就労を目指す「職業学級」をパイロット的に設置し、地域の企業ニーズに沿った職業教育を推進することとし

ております。	教育に主体的に取り組むことが大切です。
(4) 特別支援教育支援員に係る地方財政措置の拡大	県内での人権教育の取組が一層推進するよう、昨年9月1日付けで「新潟県人権教育基本方針」を制定し、その中で、人権教育推進の基本姿勢、学校教育における人権教育、社会教育における人権教育、家庭教育への支援、教職員の研修の5点から、取組の方策等を示しました。また、12月には人権教育強調週間を設定し、各学校においては同和問題をはじめとした様々な人権課題に関する学習や集会等が実施されたところでもあります。これらの取組により、全県的に人権教育推進の気運が高まるとともに、教職員の研修に工夫が加えられたり、各種計画の見直しと改善も進展したところでもあります。
特別支援教育における介助員配置の地方財政措置の活用についてであります。国では、小・中学校等に在籍する発達障害児等の介助や支援を行う特別支援教育支援員の計画的な配置が可能となるよう、地方財政措置を行っております。今年度は、全国すべての小・中学校数を上回る数の34,000人相当、約408億円が財政措置されるとともに、幼稚園については、昨年を上回り、4,300人相当、約31億円の財政措置が行われております。市町村教育委員会におかれましては、この地方財政措置を十分活用して、特別支援教育のさらなる充実を図っていただくようお願いいたします。	市町村教育委員会におかれましては、新潟県人権教育基本方針に基づいた取組や人権教育強調週間の取組をさらに進めるとともに、認め合い、支え合う人間関係を基本とした学校・学級づくりや、悩みや課題をもつ児童生徒に寄り添い親身になって指導に当たる日々の着実な実践等について、各学校へ指導願います。
(5) 発達障害児等への支援体制の整備・充実	また、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」を本県特有の人権課題として示しています。新潟水俣病問題については、昨年9月に全県の小・中学校に配付しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」や福島県にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に活用するなど、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布してありますDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基
平成20年度から開始された「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」は、昨年度から「特別支援教育総合推進事業」と改称されました。事業内容は昨年度とほぼ同様でありますので、今年度も特別支援学校がセンター的機能を発揮し、巡回教育相談の実施や特別支援教育に関する研修会の開催等に取り組むなどの事業を展開してまいりたいと考えております。	また、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」を本県特有の人権課題として示しています。新潟水俣病問題については、昨年9月に全県の小・中学校に配付しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」や福島県にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に活用するなど、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布してありますDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基
9 人権教育、同和教育の推進について	また、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」を本県特有の人権課題として示しています。新潟水俣病問題については、昨年9月に全県の小・中学校に配付しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」や福島県にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に活用するなど、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布してありますDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基
県教育委員会では、「同和教育を中核とした人権教育の推進」に取り組んできたところではありますが、残念ながら、人権感覚が十分ではないことなどに起因する差別事象が発生している現状があります。児童生徒に差別や人権侵害をなくする意志と行動力を養い、人権尊重の精神を育成するためには、何よりも教職員が確かな認識と豊かな人権感覚を身に付けて、人権教育、同和	また、県が平成16年に策定した「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」では、「新潟水俣病被害者」、「北朝鮮による拉致被害者」を本県特有の人権課題として示しています。新潟水俣病問題については、昨年9月に全県の小・中学校に配付しました、新潟水俣病教師用指導資料集「新潟水俣病の教訓を後世に伝えるために」や福島県にあります「県立環境と人間のふれあい館」を積極的に活用するなど、児童生徒の知的理解と感性を高めるよう各学校を指導願います。さらに、拉致問題に関しては、各学校に配布してありますDVD、アニメ版「めぐみ」等を積極的に活用するとともに、教育の中立性にも配慮して教科書の記述に基

づいた適切な指導が各学校で行われますよう指導願います。

なお、子どもの人権にかかわり、児童虐待の防止については喫緊の課題であると考えます。早期発見・即時対応の具体的な方策や、市町村教育委員会や市町村の担当部署、児童相談所等との連携について、各学校へ指導願います。

10 キャリア教育の推進について

子どもたちが育つ社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来のとりえ方にも大きな変化をもたらしています。このような社会の中で、子どもたちに社会的自立・職業的自立に向けて必要な意欲・態度を育成するためには、各発達段階における課題を明確にし、年齢や価値観の異なる多様で幅広い他者との交流や様々な直接体験に取り組むことが大切です。

そこで県では、キャリア教育パイロット事業で作成したモデルプログラム「新潟っ子プラン」を基にしたキャリア教育を全県に展開するために、本年度から新たに「地域に根ざすキャリア教育推進事業」を実施することにしました。市町村においては、このプランを基にした、地域参画型の「新潟っ子をはぐくむキャリア教育」を積極的に推進していただきたいと思います。

その際、配慮していただきたいことは、次の2点です。まず、1点目は、各校種・学年に身に付けておくべき能力や態度の具体的到達目標の設定と、身に付けておくべき能力や態度の形成と全教育活動との関連を明らかにすること。2点目は小・中・高が連携して系統的な活動を推進することです。とりわけ、地域の人・もの・自然・文化等を生かし、体験活動を工夫していただきたいと思います。

既に各学校では、意図的、計画的に教育活動が行われています。子ども一人一人が、将来自立した社会人となるために、それぞれの教育活動について、活動のもつ意味を確認し、キャリア教育の視点から見直していただくよう指導をお願いします。

11 スキー学習の実施について

冬季のスポーツとしてスキーを実施することは、健康増進・体力向上及び新潟県の地域特性を生かす観点から、大変重要なことと認識しております。県教育委員会では、スキー授業等を実施していない小学校を対象に、県内スキー場を利用してスキーを体験してもらう「新潟っ子スキー体験拡大パイロット事業」を実施していますので、各市町村においても、この事業を活用していただき、自然に親しむ資質を養うことのできるスキー学習を今まで以上に積極的に推進願います。

12 競技水準向上対策について

競技水準向上対策についてですが、県勢に見合った国体男女総合成績10位台に定着する競技力の養成や、新潟からオリンピックなどの世界の舞台で活躍できる選手の育成を目指し、トキめき新潟国体に向けた取組と成果の発展により、本県競技スポーツの競技力向上とスポーツの普及・振興を図ることとしております。

また、秋に山口県で開催されます第66回国民体育大会では、男女総合成績10位前半を目標に、国体（選抜）チームでの強化や全国トップレベルにある競技への重点支援等に取り組むこととしています。

そのため、強化活動等について児童生徒の参加や教職員の派遣、本県選手団の市町村スポーツ施設の利用について、特段の配慮をお願いいたします。

13 児童生徒の安全確保と防災教育について 児童生徒が、安心して学校の中で学ぶことができ、安全に登下校できる環境を整えることは、学校教育を行っていく上で最も基本的、かつ重要な要素の一つです。 また、児童生徒の心のケアについて、緊急時においても適切に対応できるようにするためには、学校において危機管理の一環として位置付けるとともに、日ごろから、養護教諭をはじめとする教職員、スクールカウンセラー及び地域の関係機関等が連携できる体制を整備することが必要です。 各市町村教育委員会におかれましては、「事件・事故、災害は、いつ・どこで発生するか分からない」という危機感をもって、継続的に取組を進めるよう学校を指導するとともに、取組状況の確実な把握をお願いします。 (1) 不審者侵入への対応 各学校においては、市町村教育委員会の指導の下、不審者侵入等に備えた「危険等発生時対処要領」いわゆる危機管理マニュアルを作成するなど、児童生徒の安全確保のための対策を講じているものと認識しておりますが、この機会に改めてお願いしたいことが3点あります。 1点目は、「危険等発生時対処要領」を各学校の実情に合わせて常に見直しを行うとともに、万が一の場合に教職員が的確に対応できるよう、その対処要領に対する教職員の理解の徹底を図り、危機管理に対する意識を常に高く保つということです。2点目は、教職員及び児童生徒の安全対応能力の向上を図るための防犯訓練等を充実させることです。平成21年度の本県における児童生徒の防犯訓練等の実施率は、小学校94%、中学校75%、教職員の防犯訓練等は、小学校94%、中学校81%です。学校安全計	画への確実な位置付けが大切です。3点目は、警察をはじめとする関係機関や各種団体、地域の方々と積極的に連携を図り、地域全体として児童生徒の安全を確保する取組を強化するということです。 各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、児童生徒の安全確保・安全管理について、一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いいたします。 (2) 通学路の安全確保 昨年度、県教育委員会に寄せられた不審者情報には、児童等が手を引っ張られて連れ去られそうになったり、女子生徒が後ろからいきなり抱きつかれてわいせつな行為をされたりする被害が数多く報告されています。 こうした中、児童生徒の安全確保のため、県及び関係機関において諸施策が強化されているほか、市町村や学校、地域、職域を単位とした多くの方々によるボランティアパトロールや不審者情報の配信などの取組が進められています。 各市町村教育委員会におかれましては、市町村の防犯・防災担当部局、所轄の警察署、道路管理者、ボランティア、その他の関係団体等へ協力を働き掛けるなど、密接に連携し、安全確保の取組が円滑に進められるよう学校のサポートをお願いします。 (3) 学校事故の防止 学校管理下における児童生徒の事故については、日本スポーツ振興センターの給付金の対象となったものだけでも、小・中学校合わせて年間16,000件を超える件数で推移しています。小学校では、休憩時間中の事故が最も多く、次いで体育授業中、中学校においては課外活動中が最も多く、次いで体育授業中となっています。 学校事故の防止については、安全管理の徹底や児童生徒への安全教育の充実な
---	--

ど、管下学校を指導していただいているところですが、次の3点について改めてお願いいたします。

1点目は、校舎内外の施設・設備の日常的・定期的な安全点検を徹底し、児童生徒の多様な行動によって発生する危険を想定するとともに、児童生徒への実践的な安全教育により児童生徒自らが危険を回避できる能力を身に付けさせることです。2点目は、体育授業時や課外活動時においては、使用施設・器具等の安全確認を徹底するとともに、安全に配慮した活動形態をとることです。3点目は、事故が発生した場合は管理職への迅速な情報伝達により、児童生徒に対する応急処置など、的確な初期対応に努めることです。

各市町村教育委員会におかれましては、これらの点に留意の上、学校事故の防止について一層の徹底を図るよう各学校への指導をお願いいたします。

(4) 交通事故の防止

交通事故については、平成22年中の事故発生件数、負傷者数は、小学生及び高校生については前年より減少しましたが、中学生については前年より増加しました。死亡事故については、小学生が1人、中学生が3人、高校生が5人、合わせて9人の児童生徒が尊い命を失っています。

過去5年間の死亡事故を見ると、小・中学生では71%が自転車乗用中及び自動車同乗中に発生しており、高校生では47%が原付バイク等の二輪車運転中に、33%が自転車乗用中に発生しています。

自転車乗用時の交通ルールへの遵守、自動車同乗時の全座席でのシートベルト着用等を含めた交通安全教育の徹底をお願いします。

(5) 防災教育の推進

3月に発生した「東日本大震災」での甚

大な被害は、私たちに大きな衝撃を与えました。本県は、二度の震災の被災経験と今回の大震災の教訓を生かし、今後起こりうる災害に対処できるよう、防災教育の一層の充実を図る必要があります。そのために、次の3点に留意した防災教育を推進願います。

- ・ 県教育委員会が発行した防災教育資料を活用した指導を行うとともに、多様な場面を想定した避難訓練を実施するよう計画を工夫すること。
- ・ 海岸部の地域においては津波を想定した避難訓練を実施するとともに、他の地域においても津波災害に関する防災学習を実施すること。
- ・ 原子力災害について学習する機会を設定すること。

(6) 工事実施時の安全性の確保

耐震工事や修繕工事を実施する場合は、児童生徒・教職員が立ち入らない環境で工事を実施する等の安全対策に留意していただきますようお願いいたします。また、工事に伴い、天井裏等の目視できないところにアスベストが予期せず発見され、急遽除去工事等を実施しなければならないといった事例も多数発生しています。アスベスト対策工事を実施する際は、マニュアル「アスベスト除去等工事における安全対策チェックシステムの運用について」に準じて、児童生徒・教職員の安全確保に万全を期すとともに、工事関係所属間等における情報共有及び施設利用者等に対する適切なリスクコミュニケーションの実施を徹底されるようお願いいたします。

14 中越沖地震・中越大震災等における心のケアについて

平成16年の中越大震災発生からこの間、たび重なる地震により被災された市町村に

おかれましては全精力を傾注し、復興に御尽力されておりますことに心から敬意を表します。 県教育委員会では、中越大震災に加えて平成19年の中越沖地震で被災した市町村を対象に、カウンセラーを派遣してきており、平成22年度の1年間で小・中学校合わせて延べ238校、522人の児童生徒の心のケアを実施しました。 現時点まで、外傷後ストレス障害と診断された児童生徒の報告は受けておりません。また、各学校からは平常の教育活動が実施されているとの報告を受けております。 しかし、少数ながら、音に過敏に反応したり、暗さに対する恐怖を感じて精神的に不安定になる児童生徒がいることや、生活環境の変化や不安等による二次的な被害も心配されること、さらに、長野県北部地震や東日本大震災の発生に伴い心に不安が生じている児童生徒が見られることなどがら、心のケアを継続的に実施したいと考えております。 今年度も引き続き、中越大震災・中越沖地震で被災した学校の要請に応じて計画的にカウンセラーを派遣するとともに、教育復興加配教員を85人配置したところです。なお、長野県北部地震の影響も考慮してカウンセラーの派遣を行います。 また、東日本大震災の被災地域より避難している児童生徒の心のケアのためにも、カウンセラーの派遣を計画しております。 各市町村教育委員会におかれましては、管内の学校が、派遣されるカウンセラーや加配教員を有効に活用し、家庭との連携を図り、児童生徒の心のケアを行えるように適切な支援をお願いします。	15 高校改革について 高校改革については、これまで、社会や時代の高校教育に対するニーズを踏まえ、生徒の多様化や少子化にも対応するため、新しい学校・学科の設置、高校再編整備、入試改善、通学区域廃止等様々な高校改革を推進してまいりました。 とりわけ、高校再編整備については、平成14年12月に平成25年までの高校再編整備の内容を盛り込んだ中長期高校再編整備計画を公表するとともに、毎年、向こう3年間の年次計画案を公表し、着実に進めてまいりました。 この結果、平成22年度の高校等進学率は99.3%と全国トップであり、平成23年2月の「高等学校生活等についての意識調査」では、高校生活に「満足している」と「どちらかといえば満足している」全日制2年生の割合（いわゆる満足度）が72.9%と平成14年2月に比べて14.2ポイント上昇し、入学した学校は「入りたい学校」であったと答えた全日制1年生の割合は62.6%と平成14年2月に比べて4.6ポイント上昇しました。また、平成22年春の大学等進学率も48.4%と平成14年春に比べて11.3ポイント上昇するなど、大きな成果をあげております。 この年次計画案であります。平成19年度から2年間は、通学区域廃止後の入学状況等を検証する必要があったことから、年次計画案は公表してきませんでした。 しかし、通学区域廃止後の入学状況等が落ち着いてきたこと等から、平成22年2月県議会で平成23年度～平成25年度年次計画案を公表したところであり、本年も6月県議会で平成24年度～平成26年度年次計画案を公表する予定であります。今後も、毎年、向こう3年間の年次計画
--	--

案を公表してまいります。

また、昨年度より、将来の夢や希望をもって生徒が集まってくる高校づくりに向けたプロジェクト「魅力ある高校づくりプロジェクト」に取り組んでおり、今年度は、世界屈指の海外の大学や音楽院への進学の実現を叶えるコース、伝統的な日本建築の匠を目指す学科等の開設に向けた準備を本格化します。

一方、高等学校にも多様な生徒が入学している現状があり、不登校生徒や集団生活になじめない生徒に対応するため、病院等の外部の関係機関とも連携しながら対応している実態があります。

また、平成14年に実施された文科省調査によると、知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合が6.3%に達しているという結果を踏まえ、全県の公立高等学校において校内委員会等の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など校内体制の整備を進めてきたところであります。

また、すべての高等学校及び中高一貫教育校は、児童生徒から選ばれる学校づくりに向けて、これまで以上に自校の魅力や特色を鮮明にすることが求められております。そこで、一昨年度より各学校の特色化を推進すべく、すべての県立高等学校と県立中高一貫教育校に特色ある取組計画の提出を指示し、その中からパイロット的な役割を担う学校を指定し、その取組を支援するというオンリーワンスクール推進事業を実施しております。このオンリーワンスクール推進事業で指定された学校の取組等については、新聞等で広く紹介されているところであります。これらの取組の成果については、今後、全県の特色ある学校づくりに生かしていきたいと考えております。

皆様方には、今後とも、高校改革の必要性や理念、整備の具体的な方向等について理解いただき、所管の小・中学校関係者や保護者、地域の皆さんに周知していただきたいと考えております。

16 社会全体で子どもをはぐくむ運動の推進について

「社会全体で子どもをはぐくむ運動」は、子どもたちの心豊かで健やかな成長を図るため、学校や家庭、地域が一体となり、子どもたちを支え育ていく社会の実現を目指すものです。県では、「地域の子どもたちは地域で育てる」という意識の醸成や、地域での家庭教育や子どもを育む仕組みづくりを支援する取組を進めています。

今年度は、この仕組みづくりの一環として取り組んでいる「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」及び「家庭教育支援チームの設置」が有機的に連携した取組として実施できるよう、補助事業を一体化した「子どもを育てる地域の連携促進事業」を創設しました。このことにより、地域が一体となった子どもへの教育支援・家庭教育支援の取組の充実を図ることとしております。また、これに加えて、「家庭教育支援民間提案型協働事業」により、民間の創意工夫や人材を生かした家庭教育支援の取組を、行政と民間の協働事業として、進めていくこととしております。

各市町村教育委員会におかれましては、地域の教育力を生かした家庭教育支援や地域全体での子どもへの教育活動支援に向けて、一層積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

17 文化活動の充実について (1) 芸術鑑賞機会の充実 県民の美術鑑賞機会の充実を図るため、県立近代美術館において、「いわさきちひろ展」や「アリエッティ展」など5回の企画展を、県立万代島美術館では、「藤城清治展」や「新潟の作家展」など、4回の企画展をそれぞれ開催します。 既に御承知のとおり、平成20年度から、小・中学生等の児童生徒に本物の芸術に触れる機会を提供し、豊かな情操の涵養を図ることを目的として、義務教育学齢期の児童生徒の各種観覧料は年間をとおして免除しております。今年度も引き続きたくさんの方の皆さんにおいでいただきたいと思えます。また、高校生の観覧料については、日常の教育課程に基づく教育活動の一環として美術館を利用する場合には免除となりますので、随時県立近代美術館や万代島美術館に御相談いただきますよう、学校への周知についてよろしくお願いします。 このほかにも、県高等学校文化連盟の活動への助成や、小・中学校等での「ふれあい音楽教室巡回事業」、「学校器楽合奏大会」や「県ジュニア美術展覧会」などを実施することで、児童生徒の芸術文化活動を支援します。 (2) 文化財の保護・活用と文化財保護体制の整備・充実 国、県指定文化財の保存と活用を図るため、文化財保護助成事業を実施するとともに、「文化財指導者講習会」、「青少年文化財講座」や「埋蔵文化財講座」、「古文書初級解読講座」や「文書館講座」等を開催し、文化財の公開と愛護思想の普及・啓発を推進します。 埋蔵文化財保護については、近年の公共事業の縮減により、県内の発掘調査件数は減少傾向にあります。しかしながら、事業	の円滑な実施のためにも、今後とも関係機関・部局との連絡を密に行うようお願いいたします。また、近年では環境や地域の歴史に対する関心の高まりを背景に、遺跡や史跡を生かしたまちづくりなどの動きも見られるところです。こうした多様な状況に応じた専門職員の配置についても御配慮をお願いします。 (3) 佐渡金銀山遺跡の世界遺産登録活動の推進 県と佐渡市は共同で、世界遺産暫定一覧表に記載された佐渡金銀山の世界文化遺産登録を目指し、調査・研究を積極的に進めています。併せて、佐渡金銀山が県民にとって大きな誇りとなり、登録推進が地域の活性化につながるよう、各種講座や国際シンポジウムなどの普及啓発活動を行っていく予定です。 18 学校施設の耐震化について 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習の場であるとともに、非常災害時においては地域住民の安全を確保する応急避難場所としても大きな役割を果たすことから、耐震化を進め、安全性を確保することは極めて重要であると考えています。このことから、耐震性能を正確に把握できる第二次診断を早期に完了させてください。その上で、耐震性が低く、大規模地震の際に大きな被害を受ける恐れのある構造耐震指標（Is値）0.3未満の建物については出来る限り速やかに、それ以外の耐震性が低い建物についても平成27年度までには耐震化に取り組みますようお願いいたします。 なお、既に御案内のとおり、「地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律」（平成23年法律第1号）の成立により、国庫補助率の嵩上げ措置が平成28年3月
---	---

31日まで5年間延長されましたので、この特例措置を積極的に活用され、公立学校施設の耐震化を1日でも早く完了することを目指し、積極的な取組をお願いいたします。

19 学校事務共同実施の円滑な推進について

学校事務の共同実施に関する共同実施研究実践校への加配措置についてですが、今年度も県下15校に定数加配を行っております。この加配措置については、市町村の意向を反映しながら、学校規模、共同実施グループの状況によって配置校を決めてきた経緯があります。今後は共同実施推進上の中核校として、加配校を固定化し、複数の共同実施グループを束ねる総括的な役割をする事務主幹を年次計画で県下全域に配置したいと考えております。

20 教職員のメンタルヘルスの保持について

学校の教職員は、教育を通じて児童生徒の人格の成長に直接かかわることとなる、極めて専門性が高く、社会的な観点からも重大な責務を担う職種であります。そのため、職務の遂行に当たっては、児童生徒だけでなくその保護者、同僚や管理職、地域住民等との重層的な対人関係が伴うほか、様々な教育課題への対応や、大きな社会的期待等による心理的・社会的なストレスの最も多い職業の一つと言われてしています。

文部科学省の調査によると、平成21年度の精神性疾患による休職者数は全国で5,458人、本県で104人となっています。本県においては、平成21年度では減少したものの、長期的に見ると全国と同様に、

ほぼ一貫して増加傾向にあります。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では県立学校教職員を対象に平成16年度から「メンタルヘルスサポート事業」を立ち上げ、メンタルヘルスに関する教職員研修の実施、専門家による相談体制や職場復帰時の支援体制の整備等に取り組んでいるところです。また、市町村立学校には平成21年度から着任1、2年目の教頭を対象に、職員のメンタル不調を早期に発見し対応するための研修会を共済組合の事業として実施するなど、研修の充実を図るとともに、市町村立学校の管理職が専門家に相談できる体制も整備しています。

教職員のメンタルヘルスを良好に保つことは各教育委員会の重要な責務であるという認識の下、各市町村教育委員会におかれましては、平成18年3月に厚生労働省から示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、教職員が自発的に相談や情報交換を行うことのできる職場環境づくり、メンタルヘルスに関する研修・情報提供の実施等の予防的対策を進めてくださるようお願いいたします。また、各学校の管理職が、日ごろから教職員の心身の状況把握に努め、メンタル面に不調を来した教職員を把握した場合には早期に相談に応じるとともに、共済組合の相談窓口の活用、医療機関等の受診や必要に応じた職務への配慮及び職場復帰への支援等、各学校で適切な対応が速やかになされるよう、一層の御指導をお願いいたします。

県教育委員会では、公立学校共済組合とも連携しながら各市町村教育委員会へ必要な情報提供等を行ってまいりますので、メンタルヘルス対策への取組に配慮をお願いします。

21 教員採用検査の改善について

昨年度の選考検査において、魚沼地域限定採用枠を新たに設定し、今年度初には、小学校21名、中学校15名の合計36名を採用したところであります。この取組の継続によって、魚沼地域の慢性的な教員確保困難状況の解消に努め、中期的な視野で教員需給バランスの改善が図られるようにいたします。また、障害者特別選考についても継続して実施し、障害者雇用の拡大に努めることとしております。

22 教員の資質能力の向上について

学校教育の成否は、まさに教員の指導力にかかっていると言っても過言ではなく、教員は、その職務遂行のため絶えず研修に励み、その資質能力の向上に努めることが求められています。

指導が不適切な教員に対する人事管理については、平成15年度から制度の運用を開始しましたが、教育公務員特例法の改正により、指導が不適切な教員に対して指導改善研修を行うことが義務付けられたことから、具体的な申請手続や研修の実施方法を定めて、運用しております。

平成15年度からこれまでにこれらの制度の認定を受けた教員は6名となっています。今年度初には、高等学校の教員1名が、2年間の研修を終え、現場復帰しています。これを含め、これまで5名が県立教育センターで指導力向上研修を受講した結果、指導力が回復して現場復帰しています。なお、今年度は指導改善研修を受講している教員はおりません。

指導が不適切な教員に対する人事管理の重要性は、以前にも増して高まっており、市町村教育委員会におかれましては、教育事務所の管理主事や各学校の校長と

綿密な連絡を図りながら、適切な人事管理を行うようお願いいたします。

また、教員評価制度は、教員の資質能力の向上と学校の活性化などを目的として実施するものです。昨年度の人事異動会議において、校長先生方には、教員能力、実績及び意欲を適正に評価し、開示面談では個々の教員の思いを真摯に傾聴して、意欲の向上を図ることをお願いしたところです。引き続き、この制度が教員をはじめとする教育関係者に十分理解され、制度の目的である教職員の資質能力の向上、学校の活性化が図られるよう、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

このほか、教員の資質能力の保持に係る制度として、教員免許更新制が導入されて、今年度で3年目を迎えます。

一昨年、国から、教員の資質向上のための教員免許制度の抜本的な見直しに着手し、必要な調査・検討を開始することが示され、現在、制度の見直しに向けて検討がなされているところであります。

しかし、国は、調査・検討の結論が得られ、これに基づく法律改正が行われるまでは現行制度を継続するとしており、制度が継続している間は、定められた時期に講習を受講せずに、あるいは受講後の手続をせずに期限を過ぎてしまうと、教壇に立つことができないという大変大きな不利益が生じることになってしまいます。

県教育委員会では、昨年度、期限を迎える教員の講習の受講状況や申請状況の調査を行い、市町村教育委員会や各学校からも御協力をいただいた結果、対象となるすべての教員から期限内に申請していただくことができました。

各市町村教育委員会におかれましても、

この制度を取り巻く状況を正しく理解していただくとともに、各学校や講習の受講対象者などに対する制度の周知を図っていただき、制度の円滑な実施に御協力いただくようお願いします。

23 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保と、多忙化解消に向けた取組について

(1) 教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保

教職員の綱紀の保持及び服務規律の確保につきましては、これまでも機会あるごとに申し上げてきたことであり、昨年度は、21年度と比べて、懲戒処分の件数が10件減少し、約3分の2の発生となりました。一昨年度と比較しても21件の減少です。

県教育委員会では、一昨年2月、懲戒免職の対象となるような悪質な事案が連続したことや、懲戒処分の件数が急増したことを受け、緊急の校長会を開催し、非違行為の根絶に向けた行動計画を策定し、協働して実践するよう要請いたしましたが、懲戒処分の件数等が減少したことは、各学校で行われた取組が一定の成果をあげてきたことによるものと考えております。

ただし、懲戒免職事案が飲酒運転と公金等の窃取による2件、発生しました。

なお、懲戒処分件数14件中、約8割の11件が交通加害事故、速度超過違反など交通事故関係であり、今後の課題は交通事故関係の減少です。この割合は昨年度とほぼ同様であり、交通事故関係の減少がそのまま、懲戒処分件数の減少につながると考えられます。

懲戒処分や懲戒免職の件数は全体としては減少したものの、本人が少しでも注

意しておれば重大な結果を引き起こさずに済んだものが多かったと考えております。

今後も、市町村教育委員会と連携しながら、教育への信頼回復に向けて全力をあげて取り組んでまいりたいと考えておりますので、非違行為の根絶に向けて、さらなる指導の徹底をお願いいたします。

(2) 多忙化解消に向けた取組

次に、教職員の服務と関連しますが、多忙化解消に向けた取組について申し上げます。

この点につきましては、昨年度から「子どもたちと向き合う時間の確保のためにー多忙化解消アクションプランー」に基づいて、すべての小・中・特別支援学校が、「10の点検」による現状把握をし、「1プログラム運動」に取り組んでいるところ です。

今年度は、アクションプラン運用の2年目最終年度になりますので、目的の達成に向けて、それぞれが当事者意識をもち続け、より組織的な運動になるよう意図して取り組むことが大切です。そこで3月の通知では、「自分は何ができるか」という視点で全教職員で話し合いながら取組を行うようお願いをしたところです。

編集	新潟県教育庁総務課
所在地	〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
電話	025-280-5587
FAX	025-285-3766
E-mail	ngt500010@pref.niigata.lg.jp
HP版URL	http://www.pref.niigata.lg.jp/kyoikusomu/
<無断転載を禁ず>	